

南好子さんの業績に学ぶ

小椋 芳子

A Review of the Academic Achievements of Professor Emeritus Yoshiko Minami

Yoshiko Ogura

2006年1月10日受理

南好子さんは、35年間公衆衛生看護の道を歩まれ、「住民と共に」の姿勢で地域活動を展開され多くの実績を残された。大阪府の公衆衛生行政では、保健所婦長会の会長を歴任され、300名余りの保健師の指導に当たられた。黒田革新府政の元では画期的な保健師の研修制度を創設され、その制度は現在まで引き継がれている。とりわけ、地方行革の嵐の中では、住民サービスや現場のスタッフを守り、保健師活動の発展に寄与された功績は誰もが認めるところである。これらの功績で1986年に看護功労賞、1991年に藤原九十郎賞を受賞されている（各賞については後述）。大阪府退職後、請われて看護教育の道へ進まれたのち、2002年の本学の立ち上げに際し、介護福祉士養成の重責を果たされる一人として赴任された。

住民の生活と健康を守る公衆衛生看護の活動と、介護福祉士の生活援助には大きく共通するものがある。介護が看護を基点として専門性を確立してきた歴史の必然性を考えると、南好子さんの公衆衛生看護における地域活動の視点は、先駆的で時代を見通したものといえるのではないだろうか。

この3年間、南好子さんは、本学で「介護概論」「実習指導」などを教授された。介護福祉実習の基本的枠組みと、70箇所にも及ぶ実習施設との連携、実習指導教員の育成など、緻密で正確な業務の遂行と、行き届いた配慮に多くの学ぶべきものを残されている。

1 公衆衛生看護の分野での活動をたどり、今後の課題を考える（時代背景から保健師は保健婦として、認知症は痴呆として記述した）

1) 公衆衛生看護への道（1951-1956）

戦後、大阪から岐阜県に疎開した事情もあり、1951年に高山赤十字高等看護学校に入学し、続いて神奈川県立公衆衛生看護学院に進学された。公衆衛生看護学院時代には、社会統計の講義に厚生省から講師としてこられた丸山博（注1）との出会いがあった。丸山先生は「机上ばかり見ているとアトミックボン（原子爆弾）が生まれるよ」とセツルメント活動を薦められた。その頃、第5福竜丸の乗組員である久保山愛吉さんの被爆問題が発生しており、横須賀港に何回も行き、丸山先生には現場（地域）に出かける活動の基本を学んだ。

また、宮川実（注2）の資本論の読書会などに参加することで、社会的な目を持つことの重要性を教えられた。二人との出会いがその後の南好子さんの生き方に大きな影響を及ぼしていることがわかる。

2) 保健婦として大阪府に就職（1956-1991年）

(1) スタッフとして奮闘された地域活動時代

生まれ育った大阪で保健婦を希望し、大阪府に就職され、布施保健所に配属された。籠から放たれた鳥のように、自分で考えた活動を次々と実行された。特に母子保健では地域に「赤ちゃん会」を開設し、育児相

注1 丸山博

1909年広島県に生まれ、1935年大阪帝国大学医学部卒業、1947年厚生技官（労働基準局）、1950年厚生省大臣官房統計調査部計析課、1958年大阪大学医学部教授（衛生学）1960年社会医学研究会発足、1969年森永ヒソミルク中毒調査結果発表し救済に道を開く、「保健婦の集い」「水曜会」などで保健婦の指導、教育
著書【公衆衛生（社会科文庫）】三省堂出版 1950、【健康相談（岩波新書）】岩波書店 1956、【保健婦とともに】医療図書出版社 1973 など

注2 宮川実

1896年山口県に生まれ、1923年東京大学法学部卒業、河上肇に経済学を学びドイツに留学、同志社大学、和歌山大学、立教大学、などに講師、教授として勤務
著書【資本論講義1-4、別巻】青木書店 1967-1969、【経済学入門】研進社 1948、【危機のなかの日本経済】学習の友社 1968 など

談の充実を図った。大阪でも早期に開発された「金剛団地」では、貧困と疾病は「裏・表」の関係であり、保健指導だけでは解決しない生活問題そのものへ挑戦され、「都市部における保健婦の駐在効果」を自ら駐在して検証された。その当時、新米保健婦として寝ても覚めても将来の保健婦活動について、仲間と論じ合い、また、文学書を読み漁り文学クラブで活動されていた。一方で組合活動にも邁進して府当局から睨まれたが、一番自由に活動できた時代であった。

(2) 黒田革新府政のもとで保健婦研修制度の創設

黒田知事の辞令を受けて、本庁（大阪府庁）に配属された。当時保健婦の研修は年に数回、何の脈絡もなく当局が企画するテーマでの全員研修と、エリートといわれる少数の保健婦が上から任命されて受ける中央研修だけだった。労働組合の自治体問題研究会「保健婦部会」から「住民サービス向上のため、系統的な現任研修制度を作ること」という要求が出され、初代研修担当に南好子さんが就かれた。もともと組合の役員だった南好子さんに対するスタッフの信頼は絶大で、難病、母子、結核などのコース別研修制度を作られ、全員が希望で研修を受講できるようになった。29箇所の職場の300人近い保健婦の希望を取りまとめ、研修テーマに沿って講師を依頼する等、業務研修の向上に努力された。

地球規模で起こる新たな健康問題、地域住民の深刻な生活問題に対しても、医学の進歩に見合う地域活動が求められる。業務研修は住民主体の地域活動の根幹に関わる制度である。このような大阪府の研修制度は全国から注目されて、今日に引き継がれている。

(3) 保健婦長として地方行革の流れの中で（1975—1991年）

革新府政で保健所や支所が増設され、1975年に主査から保健婦長に昇格された。その後、黒田革新府政はオイルショック以降の「地方財政危機」で「福祉ばら撒き論」攻撃があり2期目の（1979年）知事選に破れ、岸知事に代った。

それ以降、保健所は地方行革の波に飲み込まれていく。大阪府は1984年に「保健所整備構想」を発表し、同構想のもとに22保健所7支所は、高槻保健所を市に移管し、7保健所7支所が廃止されて、現在の14保健所に統廃合された。

このように「保健所整備構想」に基づいて、次々と「合理化」攻撃が行われ、一方で保健婦活動は、障害児、

難病患者、痴呆性老人、精神保健、エイズなどの新感染症と業務が拡大され、南婦長が大阪府の方針と地域住民やスタッフの要求の間で、様々な苦勞をされたであろうことは容易に察することができる。

今振り返ると、この時代の保健婦活動は、在宅療養の難病患者を中心に「在宅ケア」の道を歩んだことに気付かされる。本来、公衆衛生看護活動は地域住民の健康実態を明らかにして、健康増進（疾病予防など）を図る活動であり、疾病にかかっている人には回復援助、不健康な人は健康に、健康な人はより健康にと地域活動を通して行うものである。個別には「家庭訪問、健診の個別指導」を行い、集団では、「健診、衛生教育、グループ活動」などを行うものである。大阪府は「公衆衛生課」を「地域保健課」に置き換え、1984年から1部の保健所で「在宅難病患者訪問指導事業」を開始したため、臨床看護の経験が少ない保健所保健婦が在宅看護を担うようになった。気管切開、人工呼吸器、バルーン、人工肛門、何もかも手探りの状態であった。こうした中で、「臨床看護実習」の現任研修が府下の病院で行われ、在宅看護の技術の1部を保健婦長が習得し、その後スタッフが受講していった。主治医との連携は不可欠であり、医師の指示の下で家庭訪問を繰り返し地域看護の担い手としての役割が求められた。主治医とトラブルを起こすと南婦長が調整され、「在宅ケア」の道筋を付けられた。

それ以前にも保健婦の仕事として1983年の老人保健法制定以降、寝たきりの高齢者などの在宅ケアを担当し、地域に出かけ、関係機関連絡をとり、福祉制度にも精通していった経過があった。当時、訪問看護制度は無く（訪問看護制度の確立は1991年）保健婦の在宅ケアでは、ヘルパーとの協同作業が不可欠であった。保健婦の家庭訪問は、問題が多いところには週単位（緊急時は毎日訪問）普通は月単位の訪問が多く、週2-3回訪問のヘルパーにはとても及ばなかった。対象者の「いつもと違う」変化に気付くのは頻繁に訪問して生活を支えているヘルパーであり、個別ケアにおける保健、福祉、医療の連携の必要性を、実践から学ばれた。在宅ケアにおける「関係機関会議」も多く、南婦長は市町村、医師会などの連携に奔走された。

(4) 看護教育の道へ

南好子さんは、婦長業務をしながら1984年、佛教大学社会福祉学科を卒業されている。精神保健相談員と精神保健業務の協同で保健婦活動との違いを実感さ

れ、社会福祉を学びたいと思われたことが進学のも動機だった。

その後、現職の保健婦の多くが通信教育を目指し、教育の道を進んでいる。この点でも先導的役割を果たされた。教育において、理論どおりにいかない現実の社会で実践する力をつけるには、現場の活動経験を通して教えることが、きわめて重要なことだと思う。

1991年、滋賀県立短期大学看護学科で教鞭をとられ、「精神看護」などを担当し、その間、週1回精神障害者の家庭訪問を継続されながら看護教育をされた。また、精神保健にかかわる論文を多く発表され、何事にも学び続ける姿勢を貫かれている。

1998年に滋賀県立大学看護短期大学学部長（教授）として退官された。

(5) 介護教育への発展

南好子さんは1950年から2000年にかけて、時代の要請に応じた仕事の領域で働いてきたとご自身を振り返っておられる。

保健所保健婦は1983年の老人保健法、1987年の精神保健福祉法制定を背景に、痴呆のケアにも取り組み始めた。家庭訪問は勿論、当事者のグループワークと痴呆性老人の家族交流会などを開催し、社会福祉協議会など他機関へ引き継いでいった。当時、「保健、医療、福祉の連携」が声高に叫ばれ「地域ケア」のネットワークの構築を目指し、スタッフの実務者会議では事例検討を毎月行っていた。（主治医、ヘルパー、ケースワーカー、保健婦など）南婦長が参加された各機関の長会議では、地域ケアのシステム作りを目指して、市町村、医師会など3師会、社会福祉協議会、民生委員、医療機関、保健所などが集まって検討した。これらの活動が、「介護認定審査会」のように介護保険制度のシステムに、多く取り入れられている。

介護保険法が出来るまで、保健、医療、福祉サービスのコーディネーターであったのは、地域の保健婦やケースワーカーで、まさに無料の「福祉サービス」だった。現在はケアマネジャーの役割となったが、経済的効率追求の管理となった状況に肌寒いものを感じている。介護保険が介護行為に限定され、利用者、介護者の精神的支援は圏外に置かれてしまった。地域ではヘルパー業務が商品のように細切れにされ、話し合うことはサービスとみなされないのが現実である。

こうした中で、南好子さんは、高齢社会をひた走るわが国の介護問題に視点を当て、ヘルパー養成などに

も関わり、2000年の介護保険制定を経て認定審査会の委員も歴任された。

2002年、当短期大学の介護教育へ関わられることになり、本紀要の研究ノートに介護教育と看護教育の有機的な関連性を述べておられるので是非、読んでいただきたい。

2 保健師の視点と介護

いうまでもなく、高齢者、障害者は地域で生活をしている。対象者の、「疾病や障害を持ちながらも住み慣れた地域で自分らしく生活をしたい」という当たり前の要求に応える専門性が介護福祉士に要求されている。地域や生活の概念を明確にして、人間として「当たり前の生活をめざした援助とは何か」を介護教育の基本にしなければならない。公衆衛生看護を目指す保健師は看護から出発し、対象者の生活全体、特に生活を支える労働を見なければ援助できないことに実践を通して気づいてきた。血を吐きながらも働かざるを得ない人に入院をすすめても実現しないように、生活保障が先である。近年、医療や看護の専門性が人間や疾病の細分化の下に確立される傾向がみられる。特殊を目指した結果、一般が見落とされ生活をしている「人間」を診るのではなく、限りなく細分化された「臓器」が対象になるなど、その矛盾も大きくなり、最近では医学の総合化、統合化が問われるようになってきた。

丸山博は衛生の概念を「生命、生活、生産をまもる」と規定している。つまり生命；健康を衛る、生活；衣食住と労働を衛る、生産；資源とエネルギーを衛ることであると述べている。また行政の用語が「衛生」から「保健」に、公害が「環境」に変わり、現在の社会にはなぜか「人権」の視点を抹消しようとする何か作用しているのではないか。「人間らしく生きる」「人権を実現する」という課題は、歴史的な人類の行動目標であり、その実現のため、私たち公民が国の主人公として、自らの生命、生活、生産について真剣に考えていかなければならない時がきていると説いている。（「日本の科学者」第22巻第7号1987年日本科学者会議発行）南好子さんは、母子保健、在宅難病などの公衆衛生看護に35年間携わり、その後、9年間の看護教育に力をつくされた。

丸山博の言葉を介護に置き換えてみると、介護の社会化といわれる介護保険制度の中で、利用者や家族、介護で働く人の「人権」が保障されているとは思えな

い実態がある。

いま、昼間独居の利用者はデイサービスや居宅介護を利用し、その間家族は安心して働くことが出来ている。しかし、2006年4月から利用料が上がり、利用できなくなれば家族の労働は保障されなくなる。また、介護労働者が人間らしく働けなければ「人間らしく当たり前に生きる」介護も保障されなくなる。生活援助の視点で保健師が介護教育に関わる意味は「介護」を狭い専門性で捉えるのではなく「人権保障の生活援助」として確立することにある。

南好子さんのこれまでの様ざまな実践の視点から、そのことを学ぶことが出来るのではないかと考える。

南好子さんの主たる経歴

免許取得歴

昭和29年7月 看護師免許
昭和30年3月 養護教諭一級普通免許
昭和30年8月 保健師免許

職歴

昭和30年4月 大阪赤十字病院看護婦
昭和31年2月 大阪府技術吏員
(→主査、保健婦長、主幹兼保健婦長)
平成3年4月 滋賀県立短期大学看護学科助教授
(→教授)
平成8年4月 滋賀県立大学看護短期大学部長
平成14年4月 大阪健康福祉短期大学教授・図書館長
平成17年4月 大阪健康福祉短期大学名誉教授

主な研究業績

(著書)

『復刻・解説版・丸山博著 保健婦とともに - 21世紀の保健婦を考える -』共著
p.240 ~ p.242 及び p.253 ~ p.256 平成12年1月
せせらぎ出版

(学術論文)

・「精神障害者の社会復帰をめぐる問題 - 事例を通しての考察 -」単著
平成4年3月 『滋賀県立短期大学学術雑誌』
第41号 p.49 ~ p.52

- ・「精神科長期在院患者援助のための視点 - 学生実習を通しての検討 -」単著
平成5年3月 同上第43号 p.67 ~ p.70
- ・「精神障害者の自立に関する研究 - 家庭訪問を通して -」単著
平成7年3月 同上第46号 p.63 ~ p.67
- ・「精神科看護学実習における小集団レクレーション導入に関する研究」単著
平成8年3月 『精神科看護』
第56号 p.60 ~ p.63 日本精神科看護技術協会
- ・「看護学生の自己主張と精神保健」単著
平成11年3月 『滋賀県立大学看護短期大学部学術雑誌』 第3号 p.47 ~ p.51

各賞受賞

看護功労賞

1986年「看護協会保健婦部会」推薦により大阪府より受賞

「あなたは多年にわたり看護業務に精励し、保健衛生の向上に尽力され他に模範を示されたので表彰します」

藤原九十郎賞

1991年「大阪府衛生部保健婦会」推薦により藤原九十郎顕彰委員会より受賞

「あなたは永年保健婦活動に専念されると共に、その質的向上をはかるため画期的な研修制度研究活動を推進し持って業務の進展と後進の指導育成に大きく寄与されました」

藤原九十郎賞は、公衆衛生や看護事業に貢献した個人、団体に送られる。この賞は藤原九十郎博士(元大阪市保健部長)を顕彰するため1997年に創設されて現在28回目となっている。

(おぐら よしこ 本学助教授)